

## 第6章 警備実施

### 警戒警備の強化

#### 重要施設の警戒

首相官邸や原子力関連施設等の重要施設に対する不法事案の発生は、我が国の治安や国民生活に著しい影響を及ぼしかねないことから、警察では、近年の厳しい国際テロ情勢等を踏まえ、これらの重要施設、鉄道等の公共交通機関、米国関係施設や駐日外国公館等について、機動隊を配置するなど、警戒警備を強化しています。



首相官邸における警戒

#### 水際対策

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリスト等の入国を防ぐためには、国際空港・港湾において出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要です。

政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置するとともに、国際空港・港湾に、**空港・港湾危機管理（担当）官**を置き、水際対策を強化しています。警察は、テロリスト等の入国を阻止するための**事前旅客情報システム**



関係機関との水際対策訓練（4月、京都）

**（APIS）及び外国人個人識別情報認証システム（BICS）**に資する情報提供を行うなど、関係機関と連携して水際対策の強化を図っています。

#### 武力攻撃事態等への対処

武力攻撃事態等や緊急対処事態が発生した場合に備え、警察は、被災情報の収集、住民避難等の**国民保護措置**を迅速・的確に実施できるよう、内閣官房や都道府県が主催する国民保護訓練に積極的に参加しています。平成28年11月には、大阪府において、関西国際空港に化学剤「サリン」が散布され多数の死傷者が発生したなどの想定で、国、地方公共団体、その他関係機関が一体となった共同の図上訓練が行われました。



大阪府国民保護共同図上訓練（11月）

また、警察では、平素から防衛省・自衛隊との緊密な情報交換を行うとともに、武装工作員等による不法行為に対処できるよう、都道府県警察と自衛隊との間で、部隊の輸送や重要施設の警備に関する**共同訓練**を実施するなど、連携の強化に努めています。

## 原子力関連施設に対するテロ対策

### ■ テロ関連情報の収集・分析

警察では、原子力関連施設に対するテロを未然に防止するため、外国治安情報機関等との緊密な情報交換、関係省庁との連携による水際対策、不審人物や組織に関する情報の収集・分析等を実施しています。

### ■ 原子力関連施設における警戒警備

原子力関連施設に対する銃器を使用したテロ事案、爆発物使用事案、NBCテロ事案等への対処を行うため、サブマシンガン、ライフル銃、耐爆・耐弾仕様の車両、マジックハンド、生化学防護服等を装備した**原発特別警備隊**が、**24時間体制で原子力関連施設の警戒警備に当たっています**。さらに、23年11月、政府は、原子力発電所等に対するテロを現実の脅威として再認識し、その未然防止対策を強化することを決定しており、その中で、警察庁、海上保安庁、防衛省等の関係省庁による継続的な連携強化が示されました。これを受けて関係都道府県警察では、海上保安庁との合同訓練を定期的実施するなどしています。



原子力関連施設の警戒

### ■ 警察庁職員による立入検査

原子力事業者との間では、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、治安当局の立場から自主警戒に関する指導を行うことなどにより、事業者による防護措置が実効あるものとなるように努めています。

### ■ 自衛隊との共同訓練

一般の警察力では対応できないと認められる事案が発生した場合に備え、**警察と自衛隊との間で共同訓練**を実施しており、28年11月には福井県警察、石川県警察及び富山県警察が合同で、原子力発電所敷地内における自衛隊との共同実動訓練を実施しました。



自衛隊との共同実動訓練（11月、福井）